

1 ページ

※解答は左ページから書き始めてください。

注釈の一覧 第4回添削済答案①（刑事訴訟法）.pdf

ページ :1

☐ 番号 :1 日付 :2024/05/14 12:17:55

番号 :2 作成者 :snsd1 タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/03 5:29:42
項まで。
以下、続いてしまうので、相当気になります。

番号 :3 作成者 :snsd1 タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/03 5:34:50
A工務店によって使用されているだけで私的領域でしょうか。
「住居」ではないです。

番号 :4 作成者 :snsd1 タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/03 5:31:13
井上説ですかね？
何らか文献の文言に沿うのであれば結構です。確認下さい。
「直接的」という言葉に引っかかっただけです。

番号 :5 作成者 :snsd1 タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/03 5:36:26
文章の流れが捉えにくいです。「それにもかかわらず」の分は不必要では？

番号 :6 作成者 :snsd1 タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/03 5:37:02
項まで。

番号 :7 作成者 :snsd1 タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/03 5:38:10
望遠レンズだから「検証」なのでしょうか。
この当てはめの意義が分かりません。

端的に定義を書いて、当てはめれば良いと思います。

番号 :8 作成者 :snsd1 タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/03 5:33:46
前2文が事実を指摘。第3文が規範への当てはめになると思います。
評価下さい。
「甲の容ぼう」だと何でしょうか。
「行動に面している事務所の構造」だと何でしょうか。

番号 :9 作成者 :snsd1 タイトル :ノート注釈 日付 :2024/03/03 5:38:52
？種々の条件

ページ 2

番号 : 1	作成者 : snsd1	タイトル : ノート注釈	日付 : 2024/03/03 5:39:22
? 令状があっても違法ということでしょうか。			
番号 : 2	作成者 : snsd1	タイトル : ノート注釈	日付 : 2024/03/03 5:40:08
個人的には5 1 年最判の規範で用意しており、出題の趣旨もそうになっているかと思います。 この辺りは好みでしょうか。			
番号 : 3	作成者 : snsd1	タイトル : ノート注釈	日付 : 2024/03/04 5:25:51
その立証趣旨って何でしょうか。			
番号 : 4	作成者 : snsd1	タイトル : ノート注釈	日付 : 2024/03/04 5:26:22
結局何が要証事実になっているのでしょうか。 具体的記載がない気がします			
番号 : 5	作成者 : snsd1	タイトル : ノート注釈	日付 : 2024/03/04 5:26:45
321 I ③を検討する理由も。			
番号 : 6	作成者 : snsd1	タイトル : ノート注釈	日付 : 2024/03/03 5:40:59
当てはめの事情が少なすぎます。 再考下さい。			

科目名	受験クラス	学籍番号	氏名	採点

a. 証言を提出するに当たっては、①は充足である。本件詐欺事件の犯
 行において、被害者Aと直接接点を持っていたVの供述より、甲が犯行に及んだ
 事実を立証するのには、本件Vの供述が真実であったことを立証するに
 足りない。したがって、Vの供述が真実である限り、本件Vの供述が本
 件詐欺事件に及ぼした影響に及んだことを立証するに不足するものとい
 える。②は充足である。本件Vは、Vが長男Wとともに作成している。実
 子A前之妻被害者BのVが長男Wの供述を述べている。参考となる
 1は、W自身も、Vの供述とVの供述内容が一致する。本件Vの
 供述内容とVの供述は、特に信用する状況の下にされたといえる。この事実
 ③は充足である。1項

したがって、本件Vは、320条3号に該当し、320条1項、適用除外となる。

(3) 以上より、本件Vは、証言能力が認められる。

2. 下欄部④の本件領収書の証言能力

(1) ア. 証言の使用方法として、本件領収書は、「甲がVに100万円を
 100万円を領収した」という事実とされた事実を、客証事実として本件領収
 書を証言証拠として用いる場合が考えられる。この場合に証言
 能力が認められる。(以下、使用方法①)

イ. 従来の通り、供述書の内容に照らし、公判廷での供述
 内容よりその内容の真実性を担保するに不足する。したがって
 220条1項、320条1項に照らし、証言能力が認められることになる。

ウ. 甲がVに100万円を貸付した100万円を受けとったことを立証するに
 本件領収書が上記のように本件領収書を証言として用いる場合には、甲
 の供述内容の真実性が問題となり、公判廷での供述を以て、その真

性に関する必要がある。したがって、320条1項、適用除外、証言
 能力が否定される。

エ(別添)本件領収書被害者甲が作成した供述書であり、322
 条1項の適用を受ける余地がある。以下、これを検討する。

(1) 322条1項に及ぼす影響については、①が供述が被害者に不利
 な内容の承認に内容に照らし、特に信用する状況の下にされた
 のであること ②が供述が不利な事実の承認に及ぼす。この場合、
 1は、Vが220条1項に及ぼす影響を受けることとなる。

(2) 本件領収書の内容は、甲がVに100万円を貸付した事実を認
 める。詐欺罪、構成員事件事実として公判廷でされたことを裏付け
 がある。甲は、220条1項、不利な事実の承認に及ぼす。1は、本件
 領収書の証言能力が220条1項に及ぼす影響を受ける。2は、
 220条1項に及ぼす影響を受ける。

(3) したがって、本件領収書は、320条1項、適用を受ける。

オ. 以上より、使用方法①のとき、本件領収書は、証言能力が認め
 られる。

(2) ア. 220条1項、使用方法として、「甲がVに100万円を貸付した
 100万円を貸付した」という事実とされた事実を、客証事実として、本件領収書
 を証言証拠として用いる場合が考えられる(以下、使用方法②)。この場合、証言
 能力が認められる。

イ. 証言が伝聞証拠として320条1項、適用を受ける場合、
 客証事実との関係が決められる。供述書と内容とが一致する
 場合、その内容の真実性が問題としない。したがって、320条1項

※解答は左ページから書き始めてください。

ページ 3

番号 : 1 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/04 5:28:38
要件③の絶対的特信情況は解釈を示してもよいのでは？
また、そのためか実子の前という当てはめは一つの要素かもしれませんが、当てはめるべき事情がズレているところです。
再考下さい。

番号 : 2 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/04 5:34:10
印鑑だけで任意は、言い切れない気がします。

番号 : 3 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/03/04 5:34:59
この使用方法で、刑事実体法の要件との関係でどのような意義があるのか検討下さい。
